

【補註14】波羅梨毘国

[1] 『四分律』「単提 055」（大正 22 p.673 中）に以下の記事がある。

釈尊が波羅梨毘国におられた時、尊者那迦波羅（Nāgapāla）が侍者を務めていた。釈尊は那迦波羅に言って雨衣を持たせ、経行処に行った。その時、帝釈天（釈提桓因）が黄金の経行堂を化作する。侍者の那迦波羅は釈尊の前を歩いていて、前夜の過ぎたころに釈尊に「房に帰りましょう」と勧める。しかし釈尊は黙っていた。中夜・後夜も過ぎて、夜が白けてきてから那迦波羅は再度、釈尊に「房に帰りましょう」と勧める。その時も世尊は黙っていた。そこで那迦波羅は世尊を恐ろしい目にあわせて房に入らせようと考え、拘執を被って釈尊に近づき、人ではないような恐ろしいげな声をあげて、「沙門よ、私は鬼である」と言った。釈尊はこれに応じて、「この愚か者の心もまた悪である」と言う。帝釈天は釈尊に「サンガの中にもこのような者がいるのですね」と語りかけると、釈尊は「サンガ中にもこのような者がいる。しかしこの者もこの生涯中に清浄の法を得るのだ」と応える。釈尊は朝になると諸比丘を集めて那迦波羅を叱り、「他の比丘を恐怖せしめれば波逸提」と定められる。

以下に、この「波羅梨毘」国の比定を試みる。

[2] 上に示した『四分律』の記事と同様の物語が、経蔵では『雜阿含』1320（大正 02、p.362 上）、『別訳雜阿含』319（大正 02、p.480 中）に見出される。

当時マガダ国において泣き止まない子供を、「バクラ鬼が来るぞ」と脅かして泣き止ませていたことがあり、釈尊の侍者であったナーガパーラがこれを利用して釈尊を脅かそうと試み、釈尊に叱責されるというものであり、以上に紹介した記事と筋は等しい。

同じく律蔵では、『十誦律』「波夜提 066」（大正 23 p.113 中）、『鼻奈耶』（大正蔵 24、p.890b）にあり、上記の『四分律』と同様に「恐怖比丘戒」（波逸提法第 55 条）の制定因縁譚として語られる⁽¹⁾。『根本有部律』は同戒の因縁譚としては別の記事を出す⁽²⁾、「雜事」に上記と同様の記事を有する⁽³⁾。諸文献における固有名詞の異同を示せば以下ようになる。

『四分律』を除く全ての記事が場所をマンクラ（Maṅkula, Makula）山とする。「白山」「白善山」「sa dkar can」が「マンクラ」の意識であることはすでに本『モノグラフ』第 6 号【論文 5】に示した⁽⁴⁾。なおこのマンクラ山（チベットのみは「山」ではなく「都」「nagara」とする）の所在を『雜阿含』と『根本有部律』の漢訳とチベット訳がマガダ国とし、『十誦律』のみはヴェーサーリー（維耶離）とし、『鼻奈耶』は所在を示さない。これらの情報を加味して、すでに本『モノグラフ』第 6 号【論文 5】に示したように⁽⁵⁾、我々はマンクラ山を現在のビハール州のムンゲール（Munger, Monghyr）に比定している。

(1) 平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』、春秋社、1994年、p.574-582。

(2) 『根本有部律』「波逸底迦 066」（大正 23 p.850 下）

(3) 『根本説一切有部毘奈耶雜事』（大正 24 p.233 中）：bka' gyur, 'dul ba（北京版、De, 70a/5-；デルゲ版、Tha, 72b/4-）。尚、北京版はマンクラ山を「sa dkar can」ではなく「sa gar can」と表記している。

(4) 【論文 5】の【1】-【3-3】と【4】-【1-2】参照。

(5) 【論文 5】の【4】-【1-5】

[3] まず事績の一致から、「波羅梨毘」＝マンクラ山という想定がなされるが、地名に関しての会通を試みなければならぬ。『四分律』が他処において Pāṭaliputra の音写として「波羅梨子城」を用いることから⁽¹⁾、「毘」の字を何らかの誤りとみなして「波羅梨毘」＝Pāṭaliputra という想定もなし得るが、この場合 Pāṭaliputra（今のパトナ）はムンゲールよりもかなり西に位置していて同一視し難く、『四分律』の伝承は他の伝承と異なるということになってしまう。

この難問を解決するに寄与するであろう資料がある。パーリの Udāna 001-007（p.004-005）‘Ajakalāpakasutta’である。

釈尊がパータリー（Pāṭali）のアジャカラーパカ夜叉（Ajakalāpaka-yakkha）の住処であるアジャカラーパカ・チェーティヤ（Ajakalāpaka-cetiya）におられた時、釈尊は雨の中、真つ暗闇の露天に坐っていた。アジャカラーパカ夜叉が釈尊を恐れさせようとして近付き「アックローバクロー」（akkulo-bakkulo）という⁽²⁾脅しの文句を唱えるというものである。Udāna の偈の部分においてこの悪鬼は「bakkula」と呼ばれている。

この Pāṭali という地名は異本によれば Pāvā であり、アッタカターも後者を採用しているため「マッラ人のナガラ」と説明するが⁽³⁾、先のマンクラ山の鬼が「バクラ鬼」と呼ばれている点からしても、先のマンクラ山の伝承はこの Udāna の伝承と無関係ではなく、「Pāṭali」と「波羅梨」の一致も無視できないため、安易に「Pāvā」の読みを採用すべきではないと思われる。Pāṭaliputra の同一視と同様、「毘」の字に問題は残るものの、Pāṭali という詳細が全く不明な地が存したと考えるよりも、これがマンクラ山の別名、またはマンクラ山のあった村の名と考えれば、『四分律』だけが異なっているという難点を克服できる。

よって「波羅梨毘」を Pāṭali の音写と見て、この地を上記のマンクラ山と同一地を指すものと結論する。我々はすでにマンクラ山を「マガダ国篇」に採録しており、この「波羅梨毘」は本資料集の【補 1】「マガダ国」に採録した。

(1) 『四分律』（大正 22 p.996 下）

(2) PTS 本文の原文は akkulopakkulo であるが、異読により akkulobakkulo を採用する。

(3) Udāna-A. (p.063) pāvāyan ti, evannāmake mallarājūnaṃ nagare.

